



それって、盗用じゃない？

吉岡 田中さんは凄い。見直したわ。裁判員の解説を5頁も書くなんて！

田中 いやあ、実はネタ本があってね。弁護士の解説本が面白かったので、引用したんだよ。5頁の中の4頁は少しアレンジしながら引用して、僕の意見は1頁だけなんだ。

吉岡 それって盗用じゃない？ 著作権の侵害で訴えられるかもね。

田中 おどかさなよ。30人の勉強会の資料なんだ。外部に出すことは考えてないよ。

吉岡 私も会議資料として新聞記事のコピーを配ったりしているからね。大したことないわね。

争点

社会生活の中では理屈どおりにはいきにくいことも多いもの。本問も多様な問題が含まれています。①盗用か、引用として許されるか②勝手に内容や表現、構成を変えてもよいか③内部の勉強会での利用は許されるか、などなどです。

まず、押さえておきたいことは「著作物とは何か？」という理解です。法律では「思想または感情」を「創作的に表現したもので文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもの」と広範囲の分野にわたります。無断で著作物を利用することを禁じており、場合によっては刑事制裁もありますよと注意を促しています。著作者の経済的利益の面から考えても、違法な公表や販売またはコピーにより侵害された分、入るべき収入が減少することになります。違法CDやDVDが市場に出回ることを考えていただければ、その被害の大きさが理解できるでしょう。

結論

例示した①～③のいずれも許されません。

①の引用は他者の意見を批判したり、同意したりするために利用されるもの。著作物と作者を明示することが必要です。引用は従の立場にあり、主である著作物より少量であるべきです。ですから、田中さんの解説文は盗用でありコピーという他ないのです。

②の点についても作者の構想や表現方法を勝手に変更できません。新聞記事も記者の創意工夫があります。し

かし、ありふれた表現など誰が表現しても同じようになる文章までも保護されるものではありません。

③については個人的とか家庭内で利用する場合は許されます。しかし、営利性がなくても多人数の勉強会などでのコピーは盗用となり、著作権の侵害にあたります。現実には大がかりに、営利的な行為を取り締まっています。法の運用の妙でしょうか。

歌手の森進一さんが、作詞者の了解を得ずに森さんなりのセリフを加えて歌ったことで、作詞者が激怒し「おふくろさん」は今後歌わせないと宣告した裁判、ご記憶のとおり大きな話題となりました。作詞者は自分の詞に誇りをもっています。勝手に替えられてたまるもんかと思うのは、当然のことでしょう。森さんほどすばらしい感性の方でも、そこまでの配慮が足りなかったのです。事前によく話し合っ、何らかの了解をとっておくべきでした。

著作権には「同一性保持権」があって他者によって勝手に変更、切除されないという権利があります。吉岡さんも田中さんも、他者の文章を何らかの形で利用する場合には十分な配慮が必要となりますね。

対処法

そっくりマネしたい名文や感動的な記事があります。自分の表現では言いたいことが伝わらないと心配する場合もあります。しかし、それらの文章や記事を資料として自分の意見を整理して発表するように心掛ければ、それなりの良い表現ができるようになります。

なお、国や地方公共団体が一般に周知させる目的で作成した各種資料は自由に利用できます。新聞記事でも客観的な事実の記載についての利用は許されます。要するに、何を伝えたいのか、論点は何かさえ押さえておけばそれなりの文章になります。料理の隠し味程度に他者の文意をとり入れる工夫も必要でしょうね。

執筆者プロフィール

三瀬 顯(みせあきら)

大阪弁護士会所属弁護士。昭和15年、愛媛県大洲市出身、中央大学法学部卒業。気さくな人柄とわかりやすい法律解説が人気を呼び、25年間レギュラー出演しているNHK「生活笑百科」のほか、テレビ・ラジオにも多数出演。趣味は囲碁とゴルフ。